

外国会社の日本における代表者の住所要件について

平成27年3月
法務省民事局

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）

日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社（支店）の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。

第1 諸外国の制度に関する調査の結果の概要

1 米国デラウェア州

- (1) 州外会社は、州内において営業する場合、登録事務所（registered office）及び登録代理人（registered agent）を登録し、維持する必要がある。
- (2) 登録代理人は、令状の送達の受理その他の機能を果たすため、法人であれば州内に事務所を維持し、個人であれば州内に居住し、一般に存在しなければならない。
- (3) 登録代理人は、州外会社へ送達された令状その他の連絡を受理し、州外会社へ転送しなければならない。
- (4) 50以上の法人の登録代理人となる者は、商業登録代理人（commercial registered agent）として、以下の要件をも満たす必要がある。

通常の営業時間に事務所が開いていること

デラウェア州の営業許可の維持

通常の営業時間に事務所に職員等を置くこと

その特定及び連絡を可能とする情報の州務長官への提供 等

- (5) 登録代理人は、外国会社から提供を受けたその名称、住所及び登録代理人との間の連絡の窓口となる役職員の電話番号を保持しなければならない。

なお、(4)・(5)は2006年のデラウェア一般会社法の改正により設けられた。

2 米国ニューヨーク州

- (1) 州外会社は、州内において営業する場合、州務長官（the Secretary of State）を代理人として指名し、州外会社の事務所が所在する州内の郡

- (county) を届け出る必要がある。
- (2) 州外会社は、州務長官の指名に加えて、登録代理人 (registered agent) を登録することができる。
 - (3) 登録代理人は、州内に住所を有する自然人、州法に基づき設立された州内会社又は州内での営業権限を有する州外会社である必要がある。
 - (4) 令状の送達は、登録代理人に対し、法律が召還状の送達について定める方法によって行うことができる。

3 英国

- (1) 外国会社が英国内において営業する場合には、必ずしも英国内に事業所を設置する必要はない。
- (2) 外国会社が英国内に事業所 (UK Establishment) を設けた場合には、登記をしなければならず、外国会社に送達受領権者がいればその氏名及び住所等を、いなければその旨も登記をする必要がある。
- (3) 英国内において営業する外国会社は、事業上の取引先から要求があった場合には、その要求を受領した後 5 営業日以内に英国内に居住する送達受領権者の住所を開示しなければならない。

4 ドイツ

- (1) 外国会社がドイツ国内において営業する場合には、ドイツ国内に支店を設けなければならない。
- (2) ドイツ国内に支店を設けた外国会社は、営業を開始するまでに登記又は登録をする必要がある。
- (3) ドイツにおいて営業する外国会社が登記又は登録をする場合には、州によっても異なるようであるが、州内に存在する意思表示又は送達の受領権者を含めることが必要になり得る。

5 フランス

- (1) 外国会社がフランス国内において営業する場合には、フランス国内に支店を設けなければならない。
- (2) フランス国内に支店を設けた外国会社は、営業を開始するまでに登記をする必要がある。
- (3) 外国会社は、支店に代表者を置く必要があり、この代表者がフランスに居住する場合には、EUメンバー国の市民である場合等を除き、滞在許可を取得する必要がある。

6 登録代理人制度に関する批判

米国デラウェア州法に代表される登録代理人制度を採用した法制に対しては、以下のような批判がされている。

州内会社の設立や州外会社の登録に際して登録代理人による本人確認等の手続が厳格に行われなかったため、何ら事業活動を行わず、実体を伴わないダミー会社（シェルカンパニー）を置くこともきわめて容易になってしまっている。

実体が伴わない、又は不明な会社でも、容易に登録代理人を活用して存立し得るため、違法資金や犯罪収益の資金洗浄（マネーロンダリング）に用いられている。

のほかに、薬物の密輸取引、詐欺・横領、武器売買等といった犯罪行為や租税回避行為の温床となっている。

第2 会社法の改正を行わずに、登記のみで対応することはできないこと

外国会社は、日本において継続取引を開始する前に、日本における代表者を定める必要がある（第817条第1項前段）。

第817条第1項後段は、「この場合において」と規定しており、日本における代表者を定める時点で、そのうち1人以上は、日本に住所を有する必要がある。

外国会社の登記は、日本における代表者を定めたときから3週間以内にする必要がある（第933条第1項）、また、日本に住所を有する日本における代表者の氏名及び住所が登記事項とされている（同条第2項第2号）。

以上から、外国会社の登記をする前に、日本に住所を有する日本における代表者を定める必要がある。

したがって、「日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社（支店）の登記を可能とする」ためには、会社法を改正し、日本における代表者のうち1人以上は日本に住所を有するものでなければならないとする要件を撤廃する必要がある（その是非については、下記第3参照）。

第3 日本における代表者の住所要件に関する会社法の改正の是非について

1 外国会社の日本における代表者のうち1人以上は日本に住所を有することを求める趣旨

日本国内の取引の安全（債権者の保護）

外国会社との取引に関して生ずる紛争について、その交渉・解決や

外国会社に対する責任追及を容易にする（権限ある国内の交渉窓口，訴状等の送達先として，円滑な紛争解決のために必要）。

外国会社と取引をする者が自然人（消費者）である場合に，特に配慮を要する。

監督の実効性確保

外国会社に対する取引継続禁止命令（第827条第1項）の実効性確保のために必要（第868条第4項）。

金融商品取引法，独占禁止法等における課徴金納付命令等の行政処分の実効性確保にも資する面もある。

2 日本における代表者の1人が日本に住所を有することを求めることの不都合性について

在留資格認定証明書の交付を申請する際に登記事項証明書が必要であり，他方で登記する前に日本に住所を有する日本における代表者が必要とされていたことにより生じていた不都合

出入国管理及び難民認定法施行規則の改正（平成26年法務省令第36号）により解消

外国会社が日本で事業を開始する場合には，大別して，株式会社等の内国会社を設立する場合と，支店等を設ける場合とが考えられるところ，一般に，は外国会社が取引の主体となって直接に責任を負うこととなるため，が選好

について，昭和59年9月26日付け民四第4974号民事局第四課長回答の廃止

を選択する場合であっても，日本における代表者は，外国会社の取締役等である必要はなく，日本の弁護士等を選任することも可能

外国から役職員を派遣し，常駐させる必要はない。

3 諸外国の制度も踏まえた考慮要素

上記第1のとおり，諸外国の制度も何らかの形で当該国における通知・連絡先の設置を求めており，その点で日本の会社法と共通するが，その制度設計の詳細は国によって異なる。

米国デラウェア州法に代表される登録代理人制度を採用した法制に対しては，上記第1，6で述べた批判がある。

近時，法人形態を利用したマネーロンダリング等への対応が国際的にも強く指摘されていること（2013年ロック・アーンG8サミットの

首脳コミュニケ等)などを踏まえると、上記批判を軽視することはできない。

日本における代表者が1人も日本に住所を有しないことを許容した場合には、実体が伴わない、又は不明な外国会社が日本国内で活動することを容易にするおそれがあり、上記と同様の批判を受けることとなり得る。

4 改正の是非

以上のとおり、日本における代表者の住所要件を撤廃することの是非については、当該要件があることにより実際に指摘されていた不都合は解消していること、他方で、当該要件を撤廃することにより、債権者（特に消費者）保護の観点や、マネーロンダリングの防止等の観点から問題が生じ得ることを踏まえて、相当に慎重な検討を行う必要がある。

以 上

【参照条文】

会社法（平成十七年法律第八十六号）

（外国会社の日本における代表者）

第八百十七条 外国会社は、日本において取引を継続してしようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

2～4 （略）

（登記前の継続取引の禁止等）

第八百十八条 外国会社は、外国会社の登記をするまでは、日本において取引を継続してすることができない。

2 （略）

第八百二十七条 裁判所は、次に掲げる場合には、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、外国会社が日本において取引を継続してすることの禁止又はその日本に設けられた営業所の閉鎖を命ずることができる。

- 一 外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われたとき。
- 二 外国会社が正当な理由がないのに外国会社の登記の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 外国会社が正当な理由がないのに支払を停止したとき。
- 四 外国会社の日本における代表者その他その業務を執行する者が、法令で定める外国会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 （略）

（非訟事件の管轄）

第八百六十八条 （略）

2・3 （略）

4 第八百二十二条第一項の規定による外国会社の清算に係る事件並びに第八百二十七条第一項の規定による裁判及び同条第二項において準用する第八百二十五条第一項の規定による保全処分に係る事件は、当該外国会社の日本に

おける営業所の所在地（日本に営業所を設けていない場合にあっては，日本における代表者の住所地）を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

5 （略）

（外国会社の登記）

第九百三十三条 外国会社が第八百十七条第一項の規定により初めて日本における代表者を定めたときは，三週間以内に，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める地において，外国会社の登記をしなければならない。

一 日本に営業所を設けていない場合 日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この節において同じ。）の住所地

二 日本に営業所を設けた場合 当該営業所の所在地

2 外国会社の登記においては，日本における同種の会社又は最も類似する会社の種類に従い，第九百十一条第三項各号又は第九百十二条から第九百十四条までの各号に掲げる事項を登記するほか，次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 外国会社の設立の準拠法

二 日本における代表者の氏名及び住所

三～七 （略）

3～5 （略）